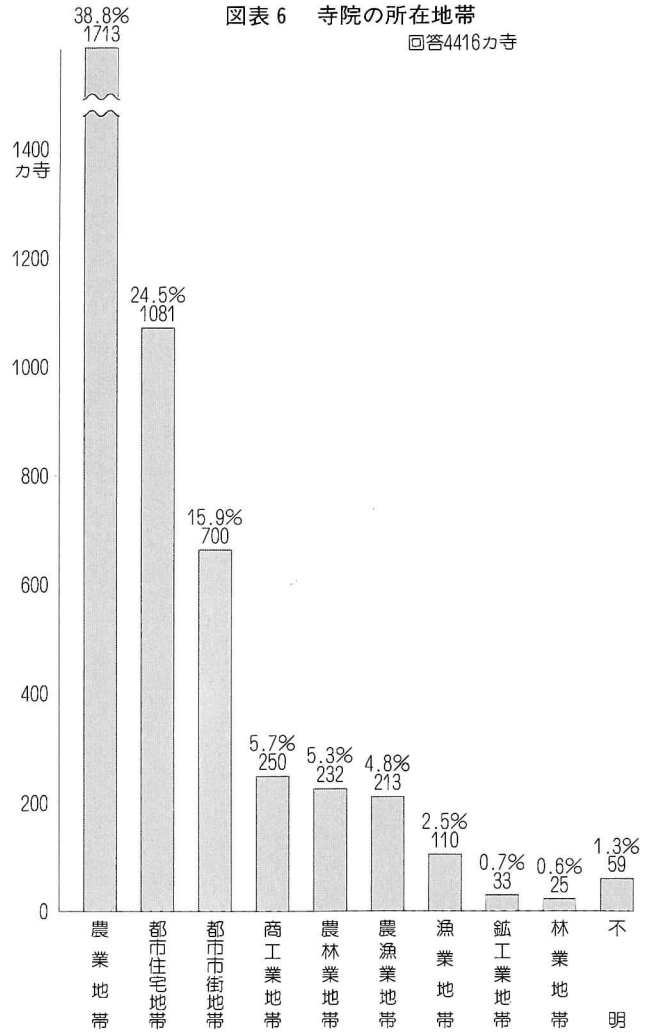
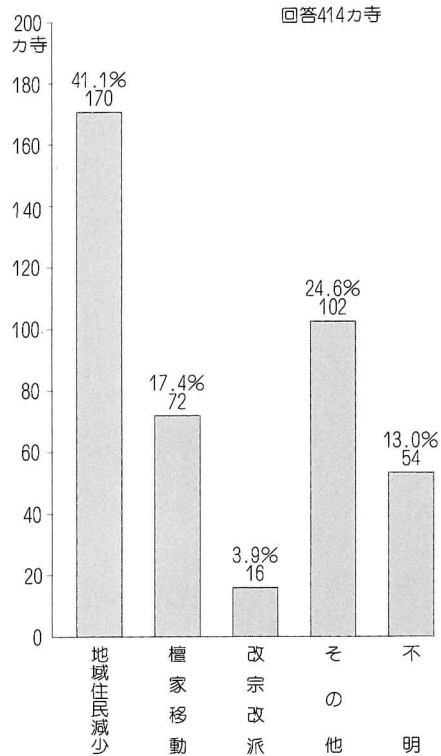


図表6 寺院の所在地帯
回答4416カ寺



昭和59年度宗勢調査書

図表7 檀家の減った理由
回答414カ寺



昭和59年度宗勢調査報告書

寺檀における過疎問題

日蓮宗寺院は、初期の段階では市井に多く設けられていたが、地方に伝播するに従い、農漁村や山間部等にも根を下ろしていった。

現在、過半数の寺院は農村部に立地していることが、「寺院の所在地帯」の調査結果に示されている(図表6)。

この内、過疎指定地域に所在する寺院は全国で六三九カ寺、一四・五%である(図表1-B)

地区別に見れば、最高の北海道は一三七カ寺中五〇カ寺で北海道中寺院の三六・五%に及び、山梨は三二八カ寺中一一四カ寺、三四・八%と続いている。

こうした本宗寺院の立地は全国平均では七カ寺に一カ寺が、北海道では三カ寺に一カ寺が社会的な過疎現象の影響下にあると考えられる。

今回の調査結果から、過疎地寺院の置かれている状況は次のように整理することができよう。

- イ、自然環境が過酷である
- ロ、交通の便が悪く、都市と遠隔の地である
- ハ、地場産業が衰微している
- ニ、第一次産業即ち農・漁業地域に属している

ホ、人口の割に寺院の数が多すぎる
イ、ニは過疎指定地域本来の特徴であり、社会的過疎現象の影響によるが、ホはこれ

らとは異なっている。

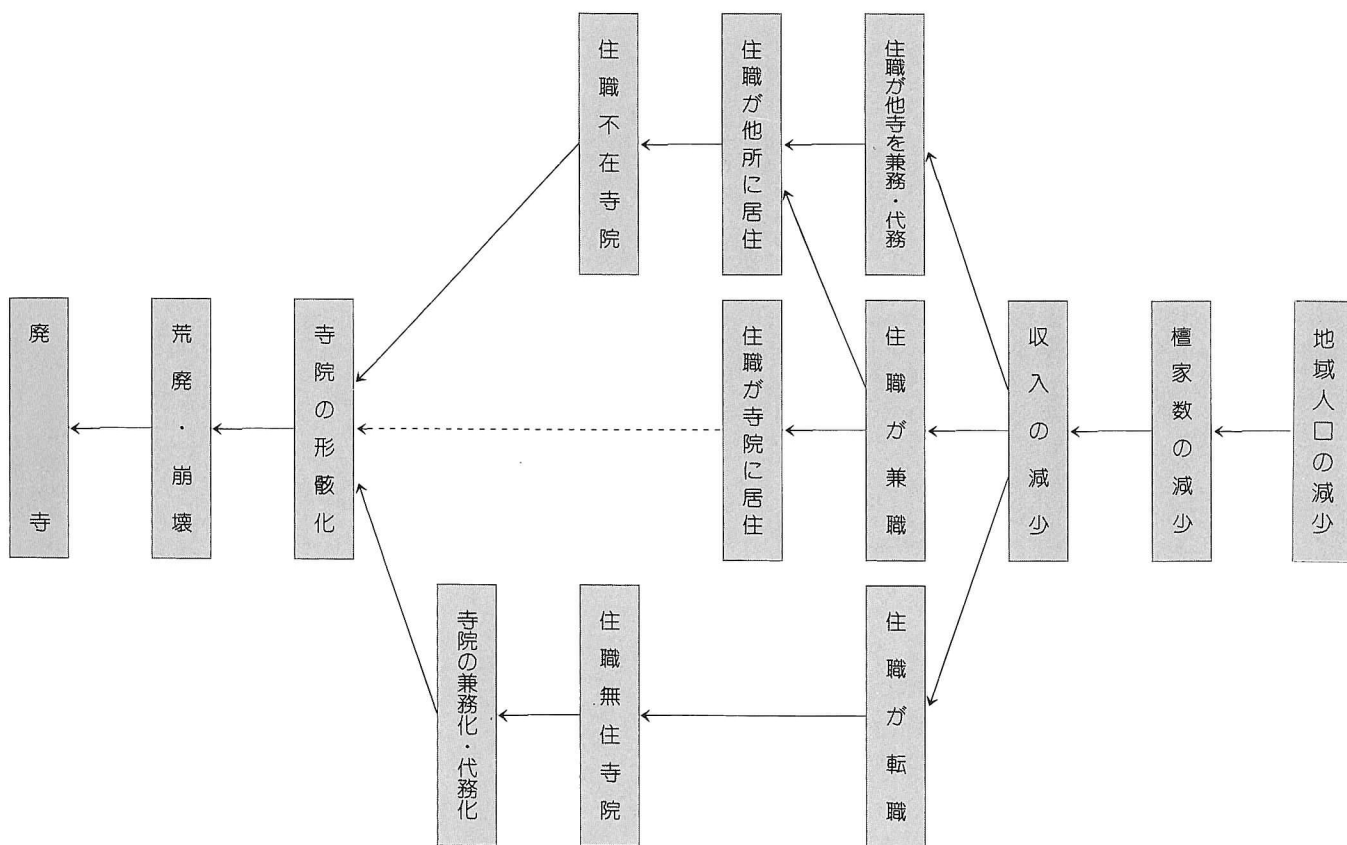
ホのケースは在地武士の帰依による抱合関係(宗教側は、教えが広まり、為政者側は統治しやすい状態)から、所領内一円の堂・宮をことごとく日蓮宗一色とした地域(上総七里法華、大阪能勢法華)や、霊跡、本山等の大寺(山梨県久遠寺、新潟県佐渡ヶ島、新潟県村田妙法寺等)、檀家の所在した近在(千葉県飯高等)にその例が多く、ある時期に必要があつて建設されたが、その後の状況の変化によって以前程必要性がなくなつたケースである。

次に、こうした状況下で過疎地寺院がどんな問題を抱え、苦悩しているか具体的に問題点を挙げてみる。
一、教化対象である地域住民の減少

- 2、檀信徒の減少
- 3、寺院機能維持の困難(建造物も含む)
- 4、寺院の生活苦
- 5、住職の他職業との兼職
- 6、住職の不在化と、それに伴う他住職による兼務、代務
- 7、後継者難
- 8、宗門経営基盤の弱体化

『宗勢調査報告書』(一五九年度)を見てみると、檀家の減つた理由の第一に過疎化に伴う「地域住民減少」(図表7)が挙げられ、二番目の「檀家の移動」を加えると六〇%を越えていることが報告されている。
過疎地に所在する寺院にとって、住民の減少は檀信徒の漸減に繋がり、寺の経済基盤を根底から揺り動かし、それが兼業に赴

図表 8 過疎地寺院荒廃の過程



かじめ、住職の不在が兼務・代務に繋がり、後継者難へと波及しているのである。兼務或いは代務となった寺は、徐々に形骸化し荒廃する（図表 8）。

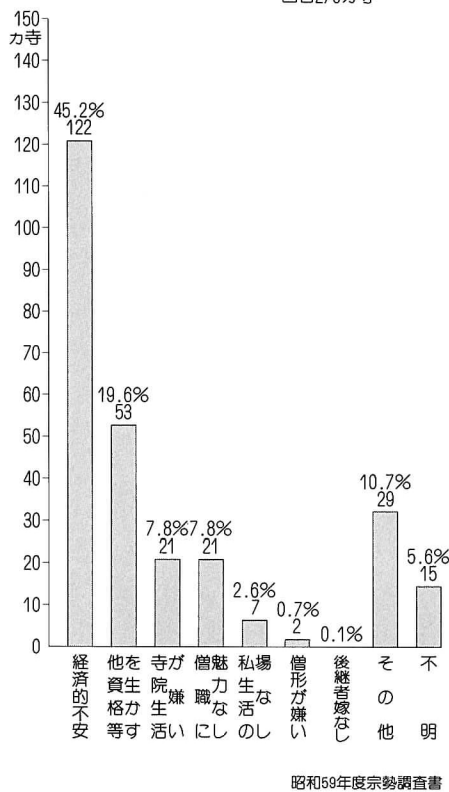
寺の収入だけでは生活することが困難となった寺族は、他に安定した収入源を求めざるをえない。この場合、寺に居住したまま解決を見出そうとするケースと、住所を他に移転するケースとがある。前者のケースがとられるのは比較的近在に通勤可能な職場があるケースで、後者は職場を近在に求めることが不可能なケースである。

この所謂兼職は、住職個人の経済力を向上させはしたが、宗教的観点から一教化を中核に寺の存在意義を考えたとき、大衆に及ぼす影響力は、著しく後退したと指摘せざるを得ない。

この兼職は住職が寺院に居住している場合はまだしも、他所に住居を移したときは住職不在寺院となる。

全国住職不在寺院の状況を表示しておく（別表 2）。斜線は今回調査した地点の所在する管区である。

図表 9 後継意志のない理由
回答270カ寺



兼務・代務の問題に関して、住職、寺族、関与人、法縁の問題点のいくつかを挙げれば、利権が絡み、複雑な様相を呈している。後継住職がなく、空き寺となっているのに、財産として、名義人としての価値から法縁、地域の有力者がこれを代務・兼務している。（最近、都市近郊の寺院では、土地高騰の影響から、不動産としての寺有地が着目されるようになった面での利権も云々さる、住職権として名義を売買することが当然のように行われ、ここにも法縁が関与している場合が多い。宗門内において、住職名義は大きな権利と地位とを有している。

は、数寺を兼務・代務することで、一寺族の生活が賄われている。（狭隘の地区に数寺の存在の必要性はない。歴史的には必要があつて造営されてきた寺でも、現在は二・三軒の檀家しかない寺もある。かといってお寺を壊したり、合併したりすることに

別表2 全国住職不在寺院の状況

管区	寺院数	代務	兼務	欠員	合計	住職不在寺/寺院数(%)
東(東)	107	2	12	2	16	15.0
東(西)	167	2	12	0	14	8.4
東(北)	111	6	6	1	13	11.7
東(南)	90	2	1	1	4	4.4
京(東)	131	4	19	3	26	19.8
京(西)	113	4	5	2	11	9.7
京(北)	89	1	4	0	5	5.6
京(南)	138	35	2	1	38	27.5
宗(東)	110	35	0	6	41	37.2
宗(西)	160	27	0	1	28	17.5
宗(北)	168	10	9	1	20	11.9
宗(南)	108	1	13	1	15	13.9
神(東)	34	2	0	0	2	5.9
神(西)	69	1	3	0	4	5.8
神(北)	50	2	2	0	6	12.0
神(南)	141	17	2	9	28	19.9
山(東)	76	20	0	5	25	32.9
山(西)	64	21	1	0	22	34.4
山(北)	132	17	4	6	27	20.5
山(南)	103	5	4	3	12	11.7
静(東)	189	15	7	0	22	11.6
静(西)	63	4	6	0	10	15.9
野(東)	65	5	7	3	15	23.1
野(西)	54	2	7	3	12	22.2
野(北)	74	3	2	1	6	8.1
野(南)	74	1	5	0	6	8.1
名(東)	36	3	2	0	5	13.9
名(西)	39	0	4	0	4	10.3
名(北)	51	2	0	0	2	3.9
名(南)	62	8	1	0	9	14.5
重(東)	28	7	0	2	9	32.1
重(西)	34	2	1	0	3	8.8
重(北)	45	4	1	1	5	11.1
重(南)	34	3	3	2	8	23.5
福(東)	39	2	0	0	4	10.3
福(西)	17	3	0	0	3	17.6
福(北)	28	5	0	0	5	17.9
福(南)	180	11	1	4	16	8.9
大(東)	33	4	2	0	6	18.2
大(西)	104	5	2	0	7	6.7
大(北)	40	1	1	0	2	5.0
大(南)	26	0	1	0	0	0.0
豊(東)	28	1	0	0	2	7.1
豊(西)	47	4	3	1	7	14.9
豊(北)	43	0	1	1	2	4.7
豊(南)	49	2	2	1	5	10.2
賞(東)	68	6	4	1	11	16.2
賞(西)	44	3	1	0	4	9.1
賞(北)	22	1	1	0	2	9.1
山(東)	164	17	5	6	28	17.1
山(西)	73	13	0	2	15	20.5
山(北)	37	1	1	0	2	5.4
山(南)	67	6	3	3	12	17.9
根(東)	40	4	2	0	6	15.0
根(西)	13	0	0	0	0	0.0
根(北)	10	1	0	0	1	10.0
根(南)	36	3	0	1	4	11.1
川(東)	21	4	4	0	4	19.0
川(西)	140	5	2	1	8	5.7
川(北)	106	8	1	1	10	9.4
川(南)	28	2	0	2	4	14.3
分(東)	86	1	2	1	4	4.7
分(西)	42	1	4	0	6	14.3
分(北)	20	0	0	0	0	0.0
分(南)	39	1	3	0	4	10.3
中(東)	52	2	2	0	4	7.7
中(西)	51	5	1	2	8	15.7
中(北)	32	5	2	1	8	25.0
中(南)	58	2	7	1	10	17.2
手(東)	75	2	7	0	9	12.0
手(西)	48	2	1	6	9	18.8
手(北)	96	2	8	2	12	12.5
手(南)	54	3	0	1	4	7.4
道(東)	51	8	3	4	15	29.4
道(西)						
道(北)						
道(南)						
全	5270	422	216	98	736	14.0

■は調査地点の当該管区

(僧籍台帳による)

は檀家に不満がある。だからといって、少数の檀家で一寺族を扶養することは困難であり、通いの住職が一番良いことになる。僧侶の側からも、数カ寺を兼務・代務することにより、一定の檀家数が確保され、寺族の生活が維持できる。双方の利害の一致した結果の苦肉の策とも考えられる。

過疎問題の及ぼす寺院経済基盤の動揺は、住職の後継者問題に大きな波紋を投げかけている。

図表9にみられるように、後継意志のない理由のトップは「経済的不安」であり、地区別では千葉、中四国、中部、山梨などが目立っている。

法灯を継承しようとする若い僧侶にとって、経済的不安は越えがたい障壁となっている。この経済的不安は僧侶が独身で生活していた時世とは異なり、住職は寺族を扶養する責任を負っている現在、いたずらに精神論を振り回しても解決はおぼつかない。

現在過疎地寺院が、ここまで深刻な状態に至った背景には、先に挙げた社会的・経済的状況のほかに、過疎化が表面化して以来、何らの対策も施し得なかった寺院と教団の主体性が問題視されなければならない。問題点を列挙してみる。

一、農地解放により経済基盤を喪失したが、それにかわるべき経済的対応策

二、封建制が解体し、信教の自由時代になっても、特権的、保守的気分が強く、積極的、革新的な布教は行われなかった。

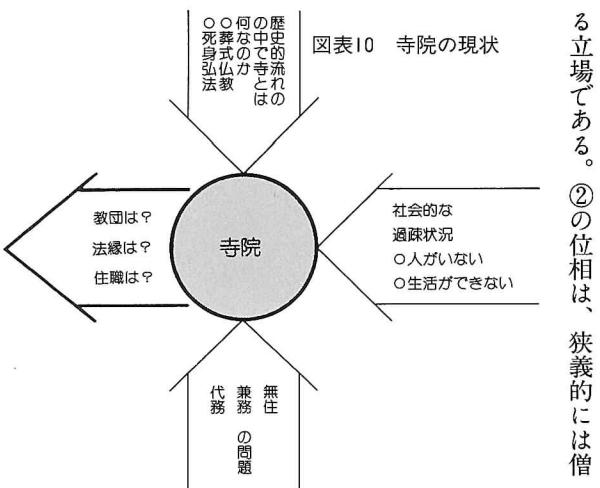
三、問題点はこれらに止まらないが、封建制の中で形成された保守的体質を色濃く残し、多くの課題を抱えたままで、大戦後の大変動に席捲されたのである。

こうした寺院、教団の悪しき旧態が社会の変動に対応することができなかった事実

をもちなかつた。

四、家族単位の檀家制に固執したため、個人単位の教化に消極的であった。

五、死者儀礼を宗教活動の中心としてきたため、若年層への教化が不十分であった。



問題点を整理していく上で、二つの位相が必要である。二つとは、

① 日蓮聖人の宗教的位相

② 生活・経済面からの位相

である。①の位相は、「身軽法重」「不惜身命」という祖師以来の弘教の精神に依拠する立場である。②の位相は、狭義的には僧

を、我々は凝視しなくてはならない。また、今後にも、いかなる社会の変化が起こるかは予測できない。その意味では、どのような変化にも対応できる寺院・教団の体制を整えていることが肝要ではなからうか。

ここに、改めて過疎問題が一部の過疎地寺院に限られるのではなく、全宗門の課題であると提起する理由がある。

いかなる時代の政治的、社会的変化に接しても揺るぐことのない、宗門の地盤を固めるためにも、過疎問題は忌避して通ることとはできない一大関門なのである。

ここで問題点を整理し、解決への足掛かりとしたい。

侶の妻帯が始まって以来強まった。僧侶の経済生活を主とする立場である。

教団、法類、僧侶の三つに分けて問題への取り組みを考えてみる。

(一) 教団としての問題点と取り組み

時代の動向を読む先見性が欠けていて、過疎現象の進行に適切な対応ができなかった。これはこうした宗門全体に及ぶ大きな課題に対処する機関が設置されていないのと、前に挙げたイ・二等の課題が未解決であるため、時代の変化に即応する柔軟性、適応性を涵養できなかったからである。

こうした面での具体的解決のための取り組みとしては、

一に宗門行政機構の充実、

二に教育制度の刷新が要請される。

宗門における施策立案は総合企画部が中心となって各部を調整し、責任役員会で決定されるはずであるが、現在は通年恒例の行事日程を消化することが主で、日蓮聖人の理想を現代に実現する企画には積極的でないように思われる。教団本来の目的実現のために、企図を策定する部署を拡充し、ここを中心として宗門行政は行われるべきである。

教育制度では、過去の檀林教育は欠点もあつたが、全人的宗教教育を目指していた。ところが現在は大学卒業者であれば、三十五日の信行道場を修了すれば住職の資格が与えられる。まことに安直な教育内容であり、宗教的人格の形成はおろか、宗乗の理解すら得られぬままに日蓮宗教師が誕生しているのである。改善のためには一年乃至二年の全人的な研修機関が必要であり、これを軸に、生涯にわたって一貫した教育制度を策定すべきである。履修内容も、教学、

教化学、教団論を柱に、宗教情報学、宗地理学、宗教社会学、宗教文化学、宗教学、心理学等、広く社会に眼を開くことに留意し、実習として、教化実習、現地研修を取り入れるべきであろう。実習のない宗教教育を今日まで続けてきたことは大いに反省すべき点である。

過疎地寺院への具体的な取り組みとしては、兼務・代務寺問題解決の命題に答えなければならぬ。前項で分析したように、い・ろは法類地域等の有力者が押さえている場合。はは数カ寺の兼職によって、一寺族が生活を支えている場合である。

い・ろのケースは、時ならずして後継住職は決められるが、住職名義の取得を目的としたり、法類、地域の有力者の子弟が親の寺を継ぐまでの間、一時的に住職に就くケースである。これに対する宗門の対応としては、

a、住職と非住職の格差をなくし、住職権の必要をなくするようにする。これは老住職の退職を早め、住職の若返りにも通じることになる。

b、定住しない場合は住職として認めない。これは至極当然のことであるが、これが不可能であれば住職ではない

のではないか。

c、積極的に有為の人材を選出し、登用する。僧侶には寺院出身の者と、在家出身の者がいるが、在家出身者にとって一寺の住職となることは厳しい。現在宗門では在家出身の僧侶に対して特別の教育・指導を行ってはいないが、在家出身者は求道心の盛んな有為の人材が多く、積極的に登用することは宗門のためにも有益で

ある。

このためには宗門が在家出身者を把握し、相談窓口を設けて進路指導を実施し、適所に派遣することを考えるべきで、過疎地の寺であっても、なんらかの活路を開く可能性はある。

d、現在、宗門において出家の語は死語になりつつある。ほとんどの僧侶は肉親を師として得度し、生活も親元において従来通り続けられる。親が師僧となる理由の第一は、住職の後継者となるには弟子となつていることが、諸事都合だからである。住職が遷化或いは退職した場合、寺院に対する住居等の生活の保障はない。寺院の中から後継者が出なければ、生活の場である寺院を空け渡さなくてはならない。

退職後の住職と寺院の生活の保障が確保されなければ、寺院が生活を維持することのみを目的として得度し、住職となることも止むを得ないことになる。

また本来、親による養育と、師による教育とは別の徳目である。僧侶としての教育は正師に依らなければならぬ。そのためには、本人が一定の年齢に達したら、改めて師僧を決めることの制度化等も検討されるべきではなからうか。

はのケースは、檀家が当初から少数、或いは減少し、一カ寺では生計が不可能な寺で、後継者が予定されていない場合、近隣の寺の住職が兼務、或いは代務するケースである。これには兼務・代務するものの寺が大寺の場合と小寺の場合があるが、どち

らにしても兼務・代務される寺は、寺檀に一人の住職を扶養する資力を持たないのであり、檀家が納得しているようである。決定には檀家と関与し、管区の所長の合意の場合が多い。

このケースは事実上、寺は機能を失つており、統廃合すべきであるとも考えられるが、檀家が数軒でも残っている場合、統廃合には反対の意見が多い。しかし、月に数度の利用のために多額の維持費を捻出するよりも、合併した寺を護持丹精し、寺院の生計が成り立つように協力することが望ましいと考える。宗門は、檀徒、関与人を尊重し、関係法類、宗務所長と協力し、関係諸方面の意見を十分に聴取して、前進的な意味合いにおいて統廃合を進めるべきではないだろうか。法は建造物によってではなく、人によって弘まることが再考すべきである。

(二) 法類のもつ問題性

法類がこの問題に及ばず影響は大きい。そもそも、法類は学派であり、檀林の学頭の指南を受けた学僧がその名のもとに系統を成したのに始まる。これが拡大に伴い、一部の本寺の住職権が学系によって相違されるに及び、法脈学閥の争いが生じてきた。一般寺院でも、その学系に属するものが住職となり、寺もまた、学系の一部として定着するにしたがい、学系が寺の後継に關与するようになったのである。現在、法類の学系としての色彩はほとんどその痕跡を止めず、本山への晋山、所属寺院の後継決定にその存在を示している。この法類は宗制上に何の位置付けもなされていないが、本山、所属寺院の干渉人、責任役員を占有することによって、隠然たる力を保っている。